

平成26年2月28日裁決

## 主文

- 1 後記「理由」欄第2の2記載の原処分のうち、厚生労働大臣が再審査請求人に対し、国民年金法による障害基礎年金を支給しないとした部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

### 第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、慢性腎不全(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)を平成〇年〇月〇日とし、厚生労働大臣に対して、いわゆる事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(慢性腎不全の原因である糖尿病)の初診日が平成〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由で、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、本件裁定請求が、当該傷病による障害を支給事由とする障害給付の請求であることは、

「年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)」により行われていることから明らかであるところ、原処分は、請求人の障害給付の裁定請求に対しこれを却下したのであるから、その理由は、請求人の当該傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)が、請求人が厚生年金保険の被保険者であった期間(以下「厚年期間」という。)中にいることが認められないこと(このことは、原処分通知書に明示されている。)と、請求人が国年法の規定する障害基礎年金の受給要件を満たしていないこと(このことは原処分通知書に明示されていない。)をもその理由とするものと解される。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

- 1 障害厚生年金を受けるためには、①対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)に係る初診日において厚生年金保険の被保険者であったこと、②保険料納付等に係る所定の要件(以下「保険料納付要件」という。)を満たしていること、及び③当該障害の状態が、基準となる時点(本件場合は裁定請求日)において、障害等級3級以上に該当していることが必要とされる。
- 2 本件の場合、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対して、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、第1に、当該傷病に係る初診日がいつかであり、当該初診日において、請求人が厚生年金保険の被保険者であった者に該当すると認められた場合には、第2に、保険料納付要件を満たしているかどうかであり、第3に、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)が、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当すると認め

られるかどうかである。そして、第1の問題点が否定的に判断される場合は、請求人が障害基礎年金の受給要件を満たしていないと認められるかどうかの問題となる。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されるとされている。

### 3 最初に本件初診日がいつと認められるかについて検討する。

初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接診療に関与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料（以下、これらの諸要件を満たすと認められる資料を、便宜上、「初診日認定適格資料」という。）でなければならぬと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省から発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、当審査会も障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、この認定基準に依拠するのが相当であると考えている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）の「第1 一般的事項」には、「初診日とは、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいうとされているが、具体的には、① 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）、② 同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日、③ 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は、その健康診断日、④ 障害の原因となった傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が、それぞれ初診日となると解され、「相当因果関係がある」とは、ある行為（事象）からそ

のような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとするのが相当因果関係という考え方であり、そのような考え方に立って、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病（負傷は含まれない。）がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係がありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱うものとするのが相当である。

このような観点から本件をみるに、当該傷病の原因としての糖尿病は当該傷病と相当因果関係にある同一傷病と捉えることが相当であるところ、本件において初診日認定適格資料として取り上げられるべきものは、① a病院（以下「a病院」という。）・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② b病院（以下「b病院」という。）・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ c病院（以下「c病院」という。）・C医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、④ 請求人に係る身体障害者手帳の写し、⑤ d大学f学部校医・D医師作成の平成〇年〇月〇日付健康診断票、⑥ g病院・E医師が作成した健診年月日を平成〇年〇月〇日とする健康診断個人票（雇入時）、⑦ h病院（以下「h病院」という。）の外來診療に係るコンピュータ記録、⑧ i保健所・F医師が作成した健診年月日を平成〇年〇月〇日とする健康診断個人票（雇入時）があり、これらにおいて他にはないところ、これら各資料（以下「資料①」などという。）をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該傷病が掲げられた上で、初めて医師の診療を受けた日を「平成〇年〇月〇日 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、傷病の原因又は誘因は、「糖尿病 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既存障害及び既往症は、ともに「なし」、傷病が治ったかどうかは「治っている場合」として、「治った日 平成〇年〇月〇日 確認」と記載

され、診断書作成医療機関における初診時所見の初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」とされ、「他院にて糖尿病及び糖尿病性腎症の診断で通院加療されていたが、定期検査にて腎機能の低下と嘔気、食欲低下等尿毒症々状が認められたため、血液透析導入目的で紹介来院された。」と記載されている。資料②は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は「糖尿病、高脂血症」、発病年月日は「不詳」、傷病の原因又は誘因は「不詳」、発病から初診までの経過は、「健診で指摘され、当院受診」、初診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰は「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「食事指導、投薬で血糖コントロールを行っていた。」とされている。資料③は、当時の診療録より記載したものとした上で、傷病名は「慢性腎不全」、発病年月日は「平成〇年〇月〇日」、傷病の原因又は誘因は「糖尿病、高血圧」、発病から初診までの経過は、「糖尿病は20代半ばで発症していたと推定される。経口血糖降下剤で治療されていたが血糖コントロール不良状態が長期に及んでいた。初診時のHbA1は9.4%であった。腎症は第3期B。」、初診年月日は、「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平成〇年〇月〇日」、終診時転帰は「転医」、初診より終診までの治療内容及び経過の概要は、「血糖コントロール不良状態が続く腎機能も次第に悪化していった。平成〇年からはインスリン治療を導入しコントロールは改善に向かった。平成〇年春には血圧も上昇し降圧剤を開始した。同年秋には血清クレアチニンが23超で慢性腎不全と診断した。平成〇年〇月より他院で透析療法導入となった。」とされている。

資料④は、平成〇年〇月〇日に交付され、障害名は「糖尿病性腎症によるじん臓機能障害（身辺活動困難）」、身体障害者等級表による級別は「1級」とされている。

資料⑤によると、証明日は「平成〇年〇月〇日」、その他の疾病及び異常の有無、既往症は「異常なし」、尿検査は「糖(卍) 蛋白(卍) ウロビリノーゲン(±)」とされており、総合判定欄には、「検査中」とされ、余白に、「検査の結果：糖尿病（食事療法で減量指導あり、父親も糖尿病で食事制限している。父方の兄弟5人中、2人はインシュリン注射に依存している）→入社時に病気悪化し入社出来ない場合は、関係者協議の上、内定取消もあることを申し渡した G」と付記されている。

資料⑥によれば、健診年月日は「平成〇年〇月〇日」とされているが、聴力の項目以外の検査結果は記載されていない。

資料⑦によれば、「糖尿病 高脂血症」の開始日は「平成〇年〇月〇日」、「腎機能低下の疑い」の開始日は「平成〇年〇月〇日」とされている。

資料⑧は、審査期日において、請求人が当審査会に提出したものであり、健診年月日は「〇年〇月〇日」、尿検査の結果は、「糖 ±」と記載されている。

以上の資料からみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付のd大学の健康診断検査結果において、糖尿病と診断されており、平成〇年〇月〇日からは、h病院を、「糖尿病、高脂血症」で受診したことが認められる。また、平成〇年〇月〇日、b病院を「糖尿病、高脂血症」で受診し、血糖コントロールを行い、同〇年〇月〇日には、c病院を「慢性腎不全」で受診し、同病院で、糖尿病・高血圧が当該傷病の原因・誘因とされている。同月〇日には、h病院を受診し、「腎機能低下の疑い」とされたことが認められており、その後、平成〇年〇月〇日にa病院を受診し、同月〇日から血液透析を開始した。

これらの経過を考慮すると、当該傷病の初診日は、健康診断で糖尿病を指摘された平成〇年〇月〇日であり、同日を本件初診日と認めるのが相当である。そうすると、「被保険者記録照会回答票（資

格画面)」及び「被保険者記録照会（資格・納付Ⅲ）」により、本件初診日は、請求人の国民年金の被保険者期間内にはあるが、厚生年金保険の被保険者期間内にはないから、障害厚生年金を受給することはできない。

4 次に、請求人が障害基礎年金を受給できる要件を満たしていないかどうかについて検討する。20歳到達日後に初診日のある傷病による障害について、事後重症請求による障害基礎年金を受給するためには、①初診日において、国民年金の被保険者であるか、国民年金の被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること、②上記第3の1の②の保険料納付要件を満たしていること、③当該障害の状態が、基準となる時点（本件の場合には裁定請求日）において、障害等級2級以上（障害の状態が、国年法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度）に該当していることが必要とされる。請求人は、本件初診日において、国民年金の被保険者であり、「被保険者記録照会（納付Ⅰ・過不足納）」によれば、保険料納付要件を満たしていることが認められる。

5 本件障害の状態について判断する。  
本件障害の状態は、腎疾患による障害と認められるところ、これにより障害等級1級及び2級に該当する障害の状態としては、1級については、国年令別表の9号に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」が、2級については、国年令別表の15号に、「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」が掲げられている。

そうして、腎疾患による障害の程度に

ついては、認定基準の第3第1章（以下「本章」という。）「第12節／腎疾患による障害」によれば、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、腎疾患による障害で1級、2級に相当すると認められるものの一部例示として、1級については、「検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの」が、2級については、「検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの」が、それぞれ掲げられている。なお、人工透析療法施行中のものは2級と認定し、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされている。なお、検査項目の異常値の一部を示すと、次のとおりである。

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチニンクリアランス値	ml / 分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg / dl	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上

ウ	①	1日尿 蛋白量	g / 日	3.5 g 以上を持續 する
	②	血清ア ルブミ ン	g / dℓ	かつ、3.0 g 以下
	③	血清総 蛋白	g / dℓ	又は、6.0 g 以下

(注：「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。)

そうして、本件診断書に基づいて、本件障害の状態をみてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日を人工透析開始日として、週〇回、1回〇時間の血液透析を受けていることから、2級に該当する。そうして、さらに上位等級に該当するかどうかについてみると、長期透析による合併症は「無」とされ、検査成績では、血清クレアチニン濃度は7.22mg/dℓと中等度異常に該当し、臨床症状の自覚症状には、食欲不振、他覚所見には浮腫、アチドーシス、貧血、腎不全に基づく神経症状、消化器症状があるが、人工透析導入後の臨床経過は、「比較的安定」とされ、一般状態区分表は「ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」と判断されていることからすると、2級よりさらに上位等級に該当するとまでは認められない。

- 6 以上の認定及び判断の結果によると、障害給付の請求を却下した原処分のうち、請求人に対し、障害厚生年金に関する部分は相当であるが、障害基礎年金に関する部分は相当でないから、上記相当でない部分を取り消すこととする。よって、主文のとおり裁決する。